

改正個人情報保護法と災害 —防災情報、医療情報の取扱いについて—

寺田麻佑^{†1} 板倉陽一郎^{‡2}

本論考においては、2015年9月に成立した改正個人情報保護法に関し、特に災害時にその迅速な提供が必要となるであろう個人情報の提供の問題につき、災害の多いわが国における、有機的な情報提供の在り方と本人同意規制の在り方を検討する。また、同様にその情報流通の在り方が問題となる医療情報についても検討を行う。そのために、現状の問題点の把握と今後の方策を示すと同時に、可能な限り外国の災害時における個人情報の取扱いについても紹介し、比較検討を行う。

Revised Act on the Protection of Personal Information and Disaster – Regarding the Handling of Disaster Prevention Information and Medical Information –

MAYU TERADA^{†1} YOICHIRO ITAKURA^{‡2}

In this paper, the way of providing personal information and the way of taking the consent in a constructive way especially at the time of disaster is considered. Regarding the Revised Personal Information Protection Act, which was enacted in September 2015, the way of providing personal information will be a problem in Japan where we often face disasters. Some sort of constructive way of providing personal information to avoid extra incidents that is related to human lives is needed. At the same time, the way of providing medical information is also discussed in this paper for medical information is very sensitive but needed in time of disaster. This paper tries to show the understandings of current problems and the future plans in providing personal information including sensitive personal information such as medical information in disaster to save peoples' lives. The way of providing personal information in disaster in other countries is also introduced and considered comparatively with Japanese case as much as possible.

1. 問題の所在

未曾有の大災害となった東日本大震災から4年半以上が経過した現在まで、この4年間だけをみても、わが国においては、火山噴火・洪水等を含めて恒常的に災害が発生している。

災害時には、迅速に避難行動をとることが出来ない者が犠牲となる場合が多く[1]、災害時において、迅速に必要な個人情報が共有され、救助等の活動に役立てられる必要がある。

この点、個人情報の保護に関する法律（平成15年法第57号、以下、「個人情報保護法」といい、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法第65号）第2条による改正後の個人情報保護法を「改正個人情報保護法」とし、改正個人情報保護法の条文は「改正個人情報保護法●条」又は単に「改正●条」という。）はその1条（改正1条）において、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的とすることを示している。個人情報保護法が有用性と

保護の両面の利益衡量の上に制定されていることは、平成27年改正（以下、単に「改正」ということがある。）前から指摘されていることであり、災害時の救助等のための個人情報の共有も、個人情報の有用性が考慮される場面の一つと考えられる。

本稿は、災害時に如何に個人情報が共有されるべきかという観点から、現状の問題点を検討するものである。災害時において、個人情報を取得・提供する必要性が高い主体は、各地方公共団体並びに地域における防災の担い手としての、自主防災組織や民生委員、社会福祉協議会、医療事業者や福祉事業者等の民間事業者等である。各地方公共団体には各地方公共団体が制定する個人情報保護条例が適用され、自主防災組織等には個人情報保護法が適用される（特に改正後は顕著である）。また、その前提として、東日本大震災以後、災害対策基本法の改正によって、避難行動要支援者名簿の作成がすべての市区町村長に義務付けられ、当該名簿の提供等に関して定めた条項が新たに制定されたことが挙げられる。

そこで以下、個人情報保護法の基本的な第三者提供の例外条項を見たのち、災害対策基本法の改正と自治体の対応、医療情報の問題をみることにする。そのうえで、諸外国における災害対応も含めた個人情報の利用に関する同意が取れない場合の例外規定を見たうえで、災害時の個人情報の

^{†1} 国際基督教大学教養学部准教授
Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University

^{‡2} 弁護士・ひかり総合法律事務所
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

取扱いについて検討を行う。

2. 改正個人情報保護法

2.1 第三者提供に関する原則

個人情報とは、原則として第三者に対して、本人の同意なしには提供されない（改正個人情報保護法 23 条 1 項）。その例外としては、1）法令に基づく場合、2）人の生命、身体又は財産の保護に必要なために同意取得が困難な場合、3）公衆衛生・児童の健全育成に特に必要で、本人の同意取得が困難な場合、4）国等に協力する場合であって本人同意を得ることで事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、とされている。この点は改正によって変化はない。

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2.2 要配慮個人情報

個人情報保護法は改正前、個人情報の内容や性質に関係なくすべて一律の取扱いを定めていた。しかし、改正個人情報保護法においては、「要配慮個人情報」というカテゴリを設け、人種や信条、社会的身分や病歴、犯罪の履歴といった項目について、特別な取扱いが必要になることが規定されている（要配慮個人情報について、改正個人情報保護法 2 条 3 項）。ただし、要配慮個人情報であっても、法令に基づく場合や、人の生命・身体・財産の保護のために必要であって本人の同意を得ることが困難であるなどの場合には同意なしに取得できる（改正 17 条 2 項各号）。

災害時においては、病気の人などがどこに存在するのかといった情報が必要となる場合があり、要配慮個人情報について改正個人情報保護法がどのように対応するのか問題となる。

改正個人情報保護法は、要配慮個人情報の取扱いについて、取得・提供の両方について、原則として本人の同意が必要としている。このことにつき、改正個人情報保護法の審議過程においては、以下のようなやり取りがなされている。

第 189 回国会 衆議院内閣委員会 第 7 号（平成 27 年 5 月 20 日）

○山尾委員
（略）

・・・例えば助け合いマップをつくるときに、・・・本当に何か火災や災害が発生したときに特段に助けが必要ですよというようなことをあらかずような情報を、もちろん同意を得て、いただくということもあり得るかと思うんですね。

ただ、今回はこの規制の対象に入ってくる、そしてまた要配慮個人情報ということも入ってまいります。

この要配慮個人情報には、人種、社会的身分、病歴その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するということなどが書かれているわけですが、さきに申し上げたような、例えば防災の取り組みについて必要な範囲での、つけ加えると、例えば、人種でいえば外国人の方なので緊急のときには日本語に不自由があるよということもあるかもしれません。そういった事項を、もちろん同意を得て助け合いマップなりに取り込んでいくに当たって、そのこと自体は可能なかどうか、何かそのこと自体によって、氏名等の情報とは違って、さらにほかの取り扱いに注意をするということが必要となるのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○向井政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘の具体的な例に即して考えますと、いろいろな状況はあろうかと思いますが、一般論を申し上げますと、足の不自由な人がいることにつきましては、そのみではいづれにも該当いたしません、特定の病歴と結びついた場合には病歴に該当するというふうと考えられます。ひとり暮らしであることについてはいづれにも該当いたしませんし、外国人の方で日本語が不自由であることにつきましては、単に外国人であること、外国籍であることだけでは該当しません。ただ、特定の人種に関する情報と結びついた場合には該当すると考えられます。赤ちゃんがいることについてはいづれにも該当しないものと考えられます。

ただし、これらの要配慮個人情報に仮に該当したという場合におきましても、事前に同意をとれば取得は可能でございますので、仮に該当しておるという場合におきましても、事前に同意をとっていただく、あるいは第三者提供をする場合にも事前に同意をとっていただくということによりまして利用は可能になるものではないかというふうに考えております。

○山尾委員 必要な範囲ではいづれについてもしっかりと事前の同意、あるいは第三者提供においてもその事前の同意が必要だということで御答弁をいただきました。

そして、もう一つ、そういった自治会さんなんかが困っていらっしゃるの、例えば認知症を患っている方がおられて、なかなか御本人様からその同意をとるのが困難だという事例。でも、そういった事例については、やはり近隣住民の皆さんの支えを必要としているというような場合が今もありますし、もしかしたらこれからもふえてきて、共生社会というものを進めていく中でも問題、課題になってくるかもしれません。

この場合の同意をとる相手はどういった方が考えられるのかというようなことについてお答えください。

○向井政府参考人 お答えいたします。

個人情報保護法におきましては、原則として本人の同意を得ることを必要とおるわけでございますが、この本人同意に関しまがして、御指摘のような、認知症を患っている方など、同意したことにより生ずる結果について本人が判断できる能力を有していないなどの場合には、典型的にはその方の成年後見人等で同意をいただくということでございますけれども、必ずしも成年後見人制度が広く広まっているわけではございませんので、その辺につきましては、お子様とか、実質的に同意を得たというふうに考えられるような方の同意が必要になるのではないかとこのように考えてございます。

(略)

○山尾委員 ただ、災害が発生した場合には、二十三条一項二号の例外で、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」に当たることが多いでしょうから、同意がなくても、出動する消防だとか、あるいは救出に向かういろいろな役所の方だとかにそういった情報を渡すこと自体は、これはそもそも許されていることだというふうに思いますので、そこはちょっと、今の答弁で誤解を与えたらいけないと思いますので、確認しておきたいと思います。

○向井政府参考人 御指摘のとおり、法二十三条一項二号に定めます「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」には、本人の同意が必要ございません。それに該当しない場合でも、事前に目的を示せばよいというふうなことだというふうに考えます。

○山尾委員 なので、最初の作成の段階で、そういった防災マップのようなものは、例えば、消防団に入っているこの若い方が、いざというときはお互い助け合うようにするんだよというようなマッチングなんかもあり得ると思うんですけども、そういうことも含めて、社会通念上、納得ができる範囲で事前に渡すこともあり得るよというふうなことも含めて同意を得ていくということが現実的な

のかなというふうにも受けとめました。

いざ緊急時、災害発生時のときは、しっかり例外で、同意の有無にかかわらず、当然それは必要な範囲でお出しができるということも確認できて、その点はよかったというふうに思います。

3. 個人情報保護条例

災害時においては、各地方公共団体の対応が必要となる。その際には、各地方公共団体の保有する個人情報の取扱いについて定める個人情報保護条例の規定が問題となるため、以下、個人情報保護条例について検討を行う。

3.1 分権的構造の下における個人情報保護

わが国の個人情報保護法制の一つの特徴として、地方公共団体の保有する個人情報については、それぞれの地方公共団体が条例で規律する分権的構造となっていることが挙げられる。わが国における普通地方公共団体および特別区は、すべからく個人情報保護条例を制定しており、その内容は、概ね行政機関個人情報保護法の規定に準じたものとなっている。

もともと、個人情報保護条例はすべて同様の定めがなされているわけではなく、各自治体によって、その内容は様々である。

3.2 災害と個人情報保護

災害時の緊急事態に対応するためには、障害者手帳情報など、自治体の特定の部局が保有している個人情報が役立つ場合がある。東日本大震災の際には、福島県南相馬市において障害者手帳情報が活用され、人命救助に役立てられた[2]。

しかし、当該個人情報の取扱いは、当該自治体が制定している個人情報保護条例の規律に服するため、その解釈と運用が問題となる。

緊急時において、個人情報の目的外利用や第三者提供ができる場合については、内閣府ガイドライン（2006年）が参考にされてきた。かかる内閣府のガイドラインは、いわゆる個人情報の取扱いにおける過剰反応とされる事態等を踏まえ、自治体向けに策定されたガイドラインであり、既存の個人情報保護条例を前提として、3つの手法によって災害時の要援護者名簿の共有を提案していた。

1) 手上げ方式

要援護者の自発的な意思に基づき、本人の同意に基づいて収集した情報として要援護者名簿等に登録すること。

2) 同意方式

防災関係部局や自主防災組織、福祉関係者等が要援護者に直接的な働きかけを行い、必要な情報を収集する方式。

3) 関係機関共有方式

地方公共団体の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用ないし第三者提供が可能とされている規定を活用し、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から各部署が保有する要援護者情報等を、防災に関係する部局や自主防災組織などにおいて共有する方式。

しかし、上記のような同意方式や手上げ方式においては災害時要援護者の3割程度しか実際には登録がなされず、災害時の実際的な救済には不向きであること等が指摘されていた[3].

そこで、各地方公共団体において災害時への対応について、安否確認を含めて、問題となる事態への対応のために、東日本大震災の経験を踏まえ、災害対策基本法が改正された。

4. 災害対策基本法の改正

4.1 災害対策基本法の改正

災害時の安否確認等に際して、必要な情報の関係機関共有のための明確な根拠規定が創設されるべきであるとの日弁連による意見書が2011年6月17日に提出され、さらに2012年10月23日には、同じく日弁連により、当時の災害対策基本法の下でも安否確認や避難後の災害時要援護者の個人情報を共有するためのガイドラインである「災害時における要援護者の個人情報提供・共有に関するガイドライン」が公表された。

これらの動きも受けて内閣府において災害対策基本法の改正について検討がなされ、2013年6月に、災害対策基本法が改正された。改正災害対策基本法においては、1)災害時要支援者名簿作成、2)災害発生時の名簿提供の共有、3)平常時からの名簿情報の共有に関して体系的な整理がなされている。

その中でも特に重要な、避難行動要支援者名簿の作成に係る部分の抜粋は以下の通りである。

災害対策基本法

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関

する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して

名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

以上のような災害対策基本法の条文から、1) 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度において、避難行動要支援者本人等の同意を得たうえで、避難支援等関係者に名簿情報が提供できる場合、2) 災害が発生もしくは発生するおそれがある場合に、避難支援等の実施に必要な限度で、生命身体保護等のために同意がなくとも、支援関係者等に名簿情報を提供できる場合、3) 自治体における個人情報保護条例、震災対策条例、災害時要支援者支援条例等に定めがあるために、本人の同意がなくとも第三者に名簿情報が提供できる場合、の三通りの個人情報の共有方法が明らかにされた。

4.2 災害対策基本法の意義

災害による危険が切迫している状況においては、避難行動支援者等の生命や身体を保護する利益のほうが、個人情報を保護する利益よりも優先されるべきである。

もちろん、各地方公共団体において制定されている個人情報保護条例においても、一般的に緊急条項が制定されており、本人の同意なしに個人情報の利用や提供が認められる構造となっている。

しかし、東日本大震災において、実際にかかる緊急条項が活用され、必要な個人情報の提供が行われたのは、福島県南相馬市、宮城県東松島市等のごく一部の地方公共団体のみであった[4]。災害対策基本法改正は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときには、支援の実施に必要な限度において、支援等関係者その他の者に対して名簿情報を提供することができ、その提供について本人の同意を必要としないことを明記して、法律上の根拠を作ったという点で意義が認められる。もっとも、災害対策基本法の改正によって定められた規定は、全国的に整備すべき最低限を示したに過ぎないものであり、自治体の主体的な取り組みにより、災害時の情報共有の有機的なあり方が具体的に仕組みとして整えられる必要がある[5]。

5. 医療情報の取扱い

災害時に最も必要とされるのは、疾病者等の既往歴や投薬情報等の医療情報であるともいわれる。もっとも、これらの医療情報については、番号法においては特に個別に規定はなく、自治体において独自の対応が必要とされる。

独自の条例を制定している場合には対応可能であるが、迅速な投薬・治療については、条例がない場合等において

は提供されない可能性が高い。

5.1 医療情報の活用

医療に関する情報は、病歴に関わる情報や疾患に関する情報、さらには遺伝子情報なども含み、一般的にセンシティブな情報であるため、特に厳格な保護措置が必要とされている。改正個人情報保護法においても、病歴に関する情報は要配慮個人情報とされる。医療情報については、各地方公共団体において独自に災害対応を目的とした条例を作るのみならず、医療情報の保護と利用に関する、個人情報保護法の特別法を作るべきであるとの声も存在している[6]。

医療情報の活用については、匿名加工の程度等も含めて個人情報保護法に制定されている内容では対応しきれない場合があり、また、医療情報を情報化した場合の漏えいのリスクの大きさに照らして、専門的な監視・監督の体制も必要との指摘がある[7]。

6. 番号法との関係

6.1 災害と番号法の活用

個人番号は、地方自治体の側において、『避難していない人々のリスト』が迅速に作成可能となる点において有用性がある。

もっとも、個人番号の地方公共団体における災害時の避難者リストの作成等のための活用の際には、原則として、活用したい地方自治体が独自に条例を定めている必要がある(番号法9条2項)。

もっとも、条例を定めていなくとも、緊急時の提供条項(番号法19条13号、同9条5項)において作成することが可能である。

番号法の活用という点においては、番号法9条4項に定める内閣府令はまだ制定されていないため、早急な制定が望まれる。

4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

6.2 災害と番号法による問題

災害が発生したり、災害が発生するおそれがある場合には、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するため、特に必要がある場合には本人同意なしに名簿情報を避難支援関係者等に提供することができるが、個人番号

が付されて特定個人情報になっている場合、どのように考えるべきか。

提供先が当該地方公共団体の機関以外の者である場合には番号法 19 条 9 号による提供ができないため、同条 13 号による提供の検討が必要となる。この点については、通常は、本人の同意を得ることが様々な状況下から無理な場合であると考えられるために 13 号に該当するものと考えられる。また、13 号に該当するか否かについて判断することが出来ないような場合には、個人番号を外し、特定個人情報ではない状態にすれば、番号法 19 条の規制受けなくすることが出来るとの指摘がある[8]。さらには、災害時等緊急事態において、本人の同意を得ることが困難であるときに判断を必要としない提供を可能とするための規則を特定個人情報保護委員会（個人情報保護委員会）において定めることも可能とされる[9]。

7. 諸外国における本人同意の例外条項

以下においては、まず EU における災害時の情報提供を含めた市民保護の枠組みをみたうえで、英国・フランス・ドイツ・カナダにおける、データ保護法の特センシティブデータの取扱いに関する例外状況（たとえば、災害時の対応などが考えられる）をみることにする。

7.1 EU における市民保護の仕組み

個人情報に限らないが、広く情報提供等の枠組みをみると、EU においては、市民保護メカニズムが存在する。

大災害に対応するため、EU（欧州連合）は EU Civil Protection Mechanism（市民保護メカニズム）[10]を有しており、必要な際には市民保護メカニズムを通して支援助物資の提供や市民保護チームの派遣などを行っている[11]。2001 年の 10 月の EU 理事会の決定によって設置された EU 市民保護メカニズムには、EU 加盟国すべてと域外のアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーも参加しており、欧州委員会の人道援助室が運用する、緊急対応調整センター（The Emergency Response Coordination Centre; ERCC）という組織がメカニズムの中心的な組織として、支援助参加国が提供する支援助内容に関して、様々に共通する情報を提供するなどしている[12]。

具体的には、参加国によって提供可能な支援助手段に関する情報や、早期警戒に関する情報、災害や支援助の状況に関する情報の提供等である。なお、メカニズムを通して行われる支援助は、EU の補完性の原則に照らして、大災害等重大な事態の発生した域内又は域外の国からの要請に基づいてのみ行われるとされている。その他メカニズムの機能は細かく見れば多岐にわたるが、情報提供に限れば、以上のようなメカニズム組織も含めて、EU においては災害時の対応を各国協力して情報提供も含めて行おうとしている枠組みが見られるということが言える[13]。

7.1 英国

英国のデータ保護法（Data Protection Act 1998）は、センシティブデータを Sensitive personal data とし（データ保護法 2 条）[14]、人種等のほか、健康状態等に関して特別な取扱いを行っている。

まず、個人データの取扱いについては、全体として附則 2（Schedule2）において、1)データ主体の同意、2)データ主体が当事者となる契約の締結や履行のため、3)契約以外の法的義務の遵守のため、4)データ主体の重大な利益保護のため、5)司法運営や制定法上の機能行使等のため、6)データ管理者やデータを受領した第三者の適法な利益の追求のため、といった条件のうち一つは満たさなければならない、としている。そのうえで、さらにセンシティブデータについては、附則 2 において満たさなければならない要件の一つのほかに、附則 3（Schedule3）において[15]、センシティブな個人データ取扱いの目的に関する条件として 10 の条件を挙げ、そのうちの一つを（附則 2 の要件の一つの充足のほかに）満たさなければならないとしている。具体的には、データ主体の明示の（explicit）同意（附則 3 の 1）や、医療目的のために必要であり、健康に関する専門職、またはそれと同様の守秘義務を負うものが引き受けた場合（附則 3 の 8）などである。

災害時には、医療情報などのセンシティブな個人情報であっても、医療目的のために必要であれば、附則 3 の 8 の要件を満たすものと考えられる。

7.2 フランス

フランスのデータ保護法 8 条[16]は、医療情報等を含む個人データの収集と処理をその 1 項において原則的に禁止し、例外的に 2 項以下において、1) 本人の明示の同意がある場合(8 条 Ii)、2)個人の生命を保護するために必要であり、当該個人が法的または物理的な不能状況にあるために同意が出来ない場合(8 条 Iii)等のほか、3)医療上の判断、診療や治療のための投薬や健康サービスの管理のために必要な場合(8 条 Iiv)、その他公益上の必要が認められ、かつ CNIL(フランスにおけるデータ保護監督機関。)が許可した場合等に個人情報の処理を認めている。

災害等の場合には、8 条 Iii ならびに 8 条 Iiv 等に該当することとなるものと考えられる。

7.3 ドイツ

ドイツにおいては、特別な種類の個人データについては、同意が原則であるが、同意がなされないときの例外を以下のように定めている[17]。

すなわち、本人又は第三者の死活にかかわるような利益の保護のために必要であって、当事者が肉体的または法的な理由で同意を与えることのできる状態にない場合(データ保護法 28 条 6 項 1 号)や、健康への配慮や医学上の診断、健康管理や公衆衛生業務上の取扱い若しくは公衆衛生業務

のために必要であり、かつ、これらのデータの取扱いが医師や医師と同等の守秘義務に服する者によって行われる場合（データ保護法 28 条 7 項）等に許容される。

災害時においては、28 条 6 項 1 号等の要件が満たされるものと考えられる。

7.4 まとめ

以上をまとめると、一般的なデータ保護法において、個人情報保護の利益が本人の生命・身体等の保護の利益に劣ると考えられる場合には、上記の国においてはそれぞれ同様の個人情報の取扱いの例外規定が置かれており、災害時等における例外としての個人情報の取扱いも条文の当該例外規定に包含されていることが分かった。

また、EU 全体の災害対応としても、情報の共有については必要な範囲で行われている。迅速に人命救助等を行うためには、センシティブ情報を含めた情報の共有も重要であることは、各国とも認識しているものと言えよう。

8. おわりに

災害時には、人命救助等のために、必要な個人情報が関係者に共有されるべきである。東日本大震災等において必要な個人情報が共有されなかった教訓等を踏まえ、災害対策基本法の改正がなされた現在、災害時において必要となる防災関連情報や個人情報の共有は迅速になされる方向に進んでいるものと考えられる。もともと、各地方公共団体においては、医療情報の共有も含めて、細かく条例を制定する必要がある。しかし、様々な法令の改正に対応して、各地方公共団体は個人情報に限らない様々な条例の制定等を行う必要があることから、災害時の個人情報の共有等に関する条例改正まで至っていない自治体も多く存在するものと考えられる。災害が頻繁に起こるわが国においては、結局、対応が間に合わない自治体も多く出てくるものと考えられる。

さらなる災害対策基本法における情報提供関連条項の改正や、個人番号の活用等に関する分野においては個人情報保護委員会の定める規則の制定が望まれる。

参考文献

- [1] 東日本大震災における被害者の約 6 割は、65 歳以上の高齢者であり、かつ、障害者の死亡率は健康者の約 2 倍であったと紹介されている。宇賀克也「防災行政における個人情報の利用と保護」季報情報公開・個人情報保護 52 号(2014 年)33 頁。
- [2] 岡本正・山崎栄一・板倉陽一郎『自治体の個人情報保護と共有の実務』（ぎょうせい、2013 年）4 頁。
- [3] 宇賀克也・同上「防災行政における個人情報の利用と保護」33 頁。
- [4] 立木茂雄「災害時要支援者対策—自治体に求められるポイント」市政 62 巻 6 号 12 頁。
- [5] 岡本正『災害復興法学』（慶應義塾大学出版会、2014 年）196 頁。

[6] 宇賀克也「医療情報の保護と利用」季報情報公開・個人情報保護 51 号（2014 年）58 頁。

[7] 宇賀克也・同上「医療情報の保護と利用」62 頁。

[8] 宇賀克也・前掲注[1]「防災行政における個人情報の利用と保護」46 頁。

[9] 宇賀克也・同上「防災行政における個人情報の利用と保護」45 頁。

[10] http://ec.europa.eu/echo/what/civil-protection/mechanism_en (2015 年 10 月 23 日最終閲覧)

[11] かかるメカニズムは EU 域外にも適用され、東日本大震災の際にはこのメカニズムを通して日本への支援がなされた。

[12] ERCC は、もとは監視と情報センター（Monitoring and Information Centre; MIC）という組織であった。

[13] *Council Decision of 8 November 2007 establishing a Community Civil Protection Mechanism*, 2007/779/EC, Euratom; *Council Decision of 5 March 2007 establishing a Civil Protection Financial Instrument*, 2007/162/EC, Euratom.

[14] センシティブデータとは、人種民族的出自のほか、政治的な意見、宗教的信仰、その他の類似の信念、労働組合の加入未加入の事実、肉体的または精神的健康に関する事柄、性生活に関する事柄、違法行為の実行またはその嫌疑、または、実行した違法行為もしくはその嫌疑に関する手続きや、かかる手続きもしくは下された判決の処分等とされている。

[15] SCHEDULE 3

Conditions relevant for purposes of the first principle: processing of sensitive personal data.

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1998/29/schedule/3>. (2015 年 10 月 23 日最終閲覧)

[16] Act 8, ACT N°78-17 OF 6 JANUARY 1978

ON INFORMATION TECHNOLOGY, DATA FILES AND CIVIL LIBERTIES,

<http://www.cnil.fr/fileadmin/documents/en/Act78-17VA.pdf>. (2015 年 10 月 23 日最終閲覧)

[17] Bundesdatenschutzgesetz (BDSG)

§ 28 Datenerhebung und -speicherung für eigene Geschäftszwecke

http://www.gesetze-im-internet.de/bdsg_1990/_28.html. (2015 年 10 月 23 日最終閲覧)